

事前に寄せられたご質問・札幌市からの回答 整理表

2019/08/24

No.	ご質問の内容	札幌市からの回答
1	<p>資料のグラフが少々恣意的に感じる。</p> <p>特に感じるのが、2/6の女性の比率・有業率の棒グラフの縮尺が違う。わかりやすく表現したのかもですが、せめて下に波線などを入れるのがマナーであるかと思います。</p>	<p>ご指摘のグラフは差を強調するため、棒グラフの基点を40%としています。</p>
2	<p>3/6の「札幌市内企業の女性従業員の割合は低く…」のグラフ。低いということはわかりますが、断言するには比較データが必要かと思いません。</p> <p>他市ではどうなのか？また、大企業と1人しか居ない企業と比べても無意味なのでカテゴリの比較などなければこの結論は出せないかと思えます。</p>	<p>この調査結果について、企業規模別に女性従業員の割合を示した表（別紙）をみると、大企業でも「女性従業員の割合が30%未満」と回答した企業が54.9%と過半数で、中小企業だとその割合がさらに大きく64.5%となっています。</p> <p>なお、資料における低いとの表現については、就労先の希望について性別による偏り等がなく男女の雇用均等がなされているとした場合に、性別による比率が概ね均衡すると考えられることとの比較で低いと表現したものです。</p>

No.	ご質問の内容	札幌市からの回答
3	<p>男女共同参画社会というのはどのような組織・理念なのでしょう？</p> <p>例えば市議会等で承認されていて、札幌市としてもこれを理念としているなら市民として検討・行動することに疑問はありませんが、いきなり「べき論」から始った感があり、関連データから課題を話し合うというのは原因の解明にもならず間違った方向に進んでしまう危険性があるし、真剣に考えようと集まった人にも失礼な気がするのですが、市としてはどのように考えているのでしょうか？</p>	<p>男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）</p> <p>札幌市では、市・市民・事業者が、協力して男女共同参画を進めることにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力に満ちた社会を実現することを目指し、平成14年（2002年）に札幌市男女共同参画推進条例を制定し、様々な取組を行っています。</p> <p>今回のワークショップでは、関連データに基づいた課題の提起ではなく、これらのデータも参考にしながら、今回の検討テーマである「子育てと仕事の両立ができる社会～女性がより活躍できる札幌を目指して」に関してご意見をいただければと思います。</p> <p>具体的には「女性がより活躍できる札幌」にしていくためにはどのような課題があるのか（第1回ワークショップ）、その課題を解決するためにはどのような取組をしていくべきか、そういった取組を行うにあたっての各主体の役割はどうあるべきか（第2回）について、市民の皆様の視点から、ご意見をいただければと思います。</p>
4	<p>就学後の児童の母親が働く割合を知りたい。</p>	<p>大変申し訳ありませんが、就学後の児童を持つ母親の就労状況調査は実施しておらず、統計データは持ち合わせておりません。</p>
5	<p>札幌市が考える「子育て」の期間はいつか。</p>	<p>札幌市では、子育て支援施策の対象は、主に妊娠期～未就学児と捉えております。</p> <p>なお、留守家庭児童対策事業、ファミリー・サポート・センター事業、通院医療費の支援など、各事業の性質に応じ、学齢期の子どもを持つ保護者を支援の対象としている事業もあります。</p>